



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

女性への 暴力は 犯罪です

配偶者等からの暴力

性犯罪

売買春

性行為

ハラスメント

取引

セクシュアル・

人身

私が、私、私があるために。
一人で悩まないで、相談してください。



■主な相談機関

警察、配偶者暴力相談支援センター、法務局 等

■配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(内閣府)

配偶者からの暴力被害者支援

検索

■全国共通DVホットライン

0120-956-080

女性に対する暴力をなくす運動

平成19年11月12日(月)～11月25日(日)

主唱 男女共同参画推進本部

「改正配偶者暴力防止法」が平成20年1月11日から施行されます。